

令和元年

1 2月農業委員会総会議事録

事務局	<p>(両委員の承諾あり)</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>2 ページ、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 2 件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。</p> <p>1 番、2 番関連がありますので、あわせて上程いたします。</p> <p>報告をお願いいたします。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書 3 ページ、1 番及び 2 番について関連があることから、一括説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は桑原町で、地目は田 2 筆、面積は 1 番及び 2 番各 5 1 3 平方メートル。</p> <p>譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は保安全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、1 番、譲受人の拠点となる場所から 0. 2 キロメートル、徒歩で 3 分の距離に位置しております。2 番、譲受人の拠点となる場所から 0. 6 キロメートル、車で 3 分から 4 分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は 1 番 1 6 0 日、2 番 2 0 0 日で 3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法などについては、地域の防除基準に従いますとのことでした。</p> <p>この案件につきましては、農地の交換を予定しております。</p> <p>以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地を確認したところ、花卉栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人に会って意思確認いたしました。申請どおり問題はありませんでしたとの報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>この案件について何か意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
1 2 番事務局	<p>これは同じ苗字で、面積は同一面積や、交換ですか。</p> <p>はい、交換です。</p>
1 2 番事務局	<p>だから、交換なら交換ってぱっと言うてもろたらよくわかると思うんで。</p> <p>説明の中で言わせていただきました。</p>

1 2 番 副 会 長	それは失礼しました。 ほか何かありましたら。
事 務 局	(異議なしの声) 無いようですので、承認することといたします。 次、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。 1番、春木町の物件、報告をお願いいたします。
副 会 長	事務局の谷上でございます。 議案書5ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は春木町で、地目は田3筆、面積は合計842平方メートル。転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。 農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場進入路及び露天駐車場で、申請者は、現在使用している駐車場へ光明池春木線から入るための進入路と、大型商業施設「ららぽーと和泉」からの要望を受け、従業員用駐車場18台分の露天駐車場に転用するものです。 続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。 現地を確認したところ、保全管理されている農地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。 申請人に現地において確認したところ、申請内容に間違いはなく、許可後速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのことでした。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
1 1 番 事 務 局	ありがとうございます。 この件につきまして、何か意見等ございましたら。 はい、どうぞ。
1 1 番 事 務 局	これ、前のとき見に行った土地ですよ、現地に。 隣です。
1 1 番 事 務 局	現地見た、埋め立てたのと違いますの。 埋め立てたところの道寄りのほうです。
1 1 番 事 務 局	道のほう。 はい、また違うところですよ。

1 1 番
事務局
1 1 番
副会長

埋め立てと違うんやな。
埋め立てたところは3年3耕作する制約ありますので、3年間いらえないです。
それで前ね。はい、わかりました。
ほか何かありましたら。

(異議なしの声)

許可やむを得ないと意見を付して承認をいたします。

次、3号議案です。

農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農地利用集積計画5件を別表のとおり定めるものとする。

この1番から5番関係がございますので、一括して上程いたします。

報告をお願いいたします。

事務局

議案書7ページから8ページ、1番から5番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件は小田町で、地目は田14筆、面積は合わせて8,270平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻位三雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、水稻栽培、野菜栽培されている農地であり、貸し手には電話にて意思確認をいたしました。借り手には、申請地で水稻、野菜など栽培する予定であることを会って確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

この件につきまして何か質問等ございましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。

10ページ、報告をお願いいたします。

事務局	<p>議案書10ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は肥子町で、地目は田1筆、面積は1,404平方メートルでございます。</p> <p>被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。</p> <p>また、地区担当、辻位三雄推進委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきまようよろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>それでは、この第4号議案につきまして何か意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで承認することといたします。</p> <p>次、報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況2件について別表のとおり確認するものとする。</p> <p>12ページ、13ページ、後ほどお目通しください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので報告する。</p> <p>15ページ1番、2番、また後ほどお目通しください。</p> <p>16ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理したので報告する。</p> <p>17ページ1番、2番です。これも後ほどお目通しください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>